

平成26年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会 議事録

■日時 平成26年10月31日（金）午前10時00分～午前11時34分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

■出席委員

小島会長、田中正 第二部会長、大塚委員、木村委員、黒田委員、輿水委員、小堀委員、坂本委員、谷川委員、寺島委員、中杉委員、野部委員、羽染委員、平手委員、藤倉委員、町田委員、守田委員

■議事内容

1 答申

(1) 「JFE扇島火力発電所更新計画」計画段階環境配慮書

⇒ 配慮書における計画段階配慮事項の項目及び調査、予測及び評価の手法の選定並びに環境影響評価方法書以降の図書の作成に当たって、全般的事項及び事業内容、大気質等の個別項目に係る指摘事項について、十分配慮するよう意見を述べるべき旨の答申文を全会一致で知事へ答申。

(2) 「日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設整備事業」

環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、悪臭の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・ 目黒清掃工場建替事業	平成 26 年 9 月 12 日
2 事後調査報告書	・ 赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その 1） ・ 首都圏中央連絡道路（神奈川県境～一般国道 20 号間）建設事業（工事の施行中その 11）	平成 26 年 10 月 2 日 平成 26 年 10 月 6 日
3 変 更 届	・ (仮称)目黒駅前地区第一種市街地再開発事業 ・ 大田清掃工場整備事業 ・ 第一石産運輸株式会社 檜原工場拡張事業	平成 26 年 10 月 22 日 平成 26 年 9 月 26 日 平成 26 年 10 月 14 日
4 着 手 届 (事後調査計画書)	・ (仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業 ・ 第一石産運輸株式会社 檜原工場拡張事業	平成 26 年 10 月 15 日 平成 26 年 10 月 17 日

平成 26 年度「東京都環境影響評価審議会」第 5 回総会

速記録

平成 26 年 10 月 31 日（金）
都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 27

(午前 10 時 00 分開会)

○三浦環境都市づくり課長 では、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

事務局からご報告申し上げます。

現在、委員 21 名のうち、17 名のご出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成 26 年度第 5 回総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴の申し出がございますので、よろしくお願いいたします。

○小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日、傍聴を希望する方がいます。

「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要項」第 6 条 3 項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、入場の方をよろしくお願い致します。

(傍聴人入場、着席)

○小島審議会会長 それでは、これから審議に入りますが、傍聴の方は、希望案件が終了次第、退席されて結構です。よろしくお願い致します。

それでは、ただいまから平成 26 年度「東京都環境影響評価審議会」第 5 回の総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申が 2 件。これに係る審議を行った後に、受理報告を受けることにしたいと思います。

では、最初に「JFE 扇島火力発電所更新計画」計画段階環境配慮書の答申に係る審議を行います。これは、法アセスになります。この案件につきましては、第二部会で審議していただきましたので、その結果については、田中第二部会長からご報告を受けることにします。

○田中第二部会長 おはようございます。第二部会長の田中です。

お手元の資料 1 をご覧いただきたいと思います。

始めに、部会で取りまとめました答申案件を事務局から朗読してください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、本日の資料 1 ページ (資料 1)、こちらを読み上げさせていただきます。

平成 26 年 10 月 31 日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「JFE 扇島火力発電所更新計画」計画段階環境配慮書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙 2 ページ目になります。「JFE 扇島火力発電所更新計画」に係る計画段階環境配慮書について。

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 9 月 9 日に諮問第 430 号により「JFE 扇島火力発電所更新計画」に係る計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は 4 ページにあるとおりです。

第 2 審議結果

配慮書における計画段階配慮事項の項目及び調査、予測及び評価の手法の選定並びに環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するよう意見を述べるべきである。

【全般的事項】

本事業は、安定操業及びより一層のエネルギー利用の効率化を目的として、現在のボイラー焚き気力発電方式（13.5 万 kW）からガスタービンコンバインドサイクル発電方式（25 万 kW 級）に更新するものである。

本計画地の位置及び区域は、京浜工業地帯である川崎臨海西部の埋立地に位置し、その区域面積は、工業専用地域に指定されている第一種事業実施想定区域（約 800,000 m²）（以下「事業実施想定区域」という。）内の約 22,400 m²である。

対象事業の実施に当たっては、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置することから、硫黄酸化物、窒素酸化物等に係る排出の規制等を受けるとともに、当該地域は同法に基づく総量規制地域に指定されている。

また、事業実施想定区域においては、現地調査によりハヤブサ等の重要な種の生息が確

認められており、構造物を設置するため一部の樹木の伐採により緑地を改変することから、動物の重要な種及びその生息地に重大な影響を及ぼす可能性が考えられる。

更に、事業実施想定区域内に設置する煙突など視認性の高い構造物の存在に伴い、主要な眺望景観に重大な影響を及ぼす可能性も考えられる。

以上のことを踏まえ、方法書以降の図書の作成に当たっては、環境への影響を的確に予測・評価するため、適切な方法を選択するとともに、環境保全措置を具体的に検討し、環境への影響を回避・低減することが重要である。

3 ページに移ります。

【個別事項】

(事業内容)

構造等の複数案の設定に関する事項において、新 1 号機の原動力の種類について検討した結果が不明確であることから、ガスタービンコンバインドサイクルを設定した理由を方法書以降の図書に記載すること。

(大気質)

微小粒子状物質 (PM2.5) については環境基準の達成率が低く、その生成機構も複雑であることから、大気環境の改善における残された大きな課題となっている。

また、その発生源は大陸から越境汚染に限らず、都市汚染の影響も指摘されている。

本配慮書においては、PM2.5 について、方法書段階で再度検討するとしているが、環境影響評価の項目として選定するに当たり、二次生成においては、硫黄酸化物及び窒素酸化物に限らず、有機粒子等の寄与も大きいことから、これについても検討事項とすること。

(その他)

環境影響評価の項目の選定に当たっては、参考項目を勘案しつつ、事業特性、地域特性、住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて適切に行うこと。

また、選定した計画段階配慮事項のほか、具体的な事業計画の作成に伴い、新たな調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、方法書以降の図書に反映させること。

4 ページが、ここの表になります。

以上です。

○田中第二部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、審議の経過についてご報告いたします。

「JFE 扇島火力発電所更新計画」に係る計画段階環境配慮書は、平成 26 年 9 月 9 日に当審議会に諮問され、第二部に付託されました。

本事業は、ただいま説明がありましたように、神奈川県川崎市川崎区扇島に位置する約 2.2 ヘクタールの区域において、製鉄所内で必要とする電力を賄うため、発電設備の更新を行うものでございます。

対象事業の種類は「火力発電所の更新」でございます。

次に、答申案の内容について、ご説明いたします。

まず、【全般的事項】の内容ですが、本事業は、現在のボイラー焚き汽力発電方式からガスタービンコンバインドサイクル発電方式に更新するものです。

本計画地の位置及び区域は、京浜工業地帯である川崎臨海西部の埋立地に位置し、その区域面積は、工業専用地域に指定されている第一種事業実施想定区域内の約 22,400 m²です。

対象事業の実施に当たっては、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置することから、硫黄酸化物、窒素酸化物等に係る排出の規制等の対象になります。

また、事業実施想定区域で、現地調査によりハヤブサ等の重要な種の生息が確認されております。

更に、視認性の高い煙突が、新たに設置されることとなります。

以上のことを踏まえ、方法書以降の図書の作成に当たっては、環境への影響を的確に予測・評価するため、適切な方法を選択するとともに、環境保全措置を具体的に検討し、環境への影響を回避・低減することが重要であります。

次に、【個別事項】における意見です。

最初に、【事業内容】です。

構造等の複数案の設定に関する事項において、新 1 号機の原動力の種類について検討した結果が不明確ですので、方法書以降の図書に記載することを求めるものです。

次に、【大気質】です。

微小粒子状物質については環境基準の達成率が低く、その生成機構も複雑であることから、大気環境の改善における残された大きな課題となっています。

また、その発生源は大陸からの越境汚染に限らず、都市汚染の影響も指摘されているところ です。

本配慮書においては、微小粒子状物質について、方法書段階で再度検討するとしていますが、二次生成においては、有機粒子等の寄与も大きいことから、これについても検討事項とすることを求めるものでございます。

最後に、【その他】です。

項目の選定に当たり、事業特性や地域住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえ適切に行うことと、新たに調査、予測及び評価の必要となる項目は、方法書以降の図書に反映させることを求めるものでございます。

また、本配慮書に対しまして、関係区長である大田区長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に配慮して環境影響評価方法書を作成するよう求める次第でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、何かご意見等がございましたら、どうぞ。

第二部会の方で、特に、何か付け加えるコメント、ございませんか。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

○大塚委員 単なる質問で恐縮ですが。

さっきご説明いただいたように、ガスタービンコンバインドサイクルの発電方式が変わるということですが、二酸化炭素に関しては減少するということが出ていますが、これはどのぐらい減少するかというのは、これから検討される、あるいは準備書とか評価書のほうで検討される、というふうに考えてよろしいでしょうか。もし何かご存じでしたら、教えてください。

○小島審議会会長 それは、事務局のほうでお答えください。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。今回の配慮書のない事項につきましては、方法書段階等で明確にしていくというふうに聞いております。

○大塚委員 24 ページ、23 ページに書いてはありますけど、減少するということ。

○佐藤アセスメント担当課長 すみません。もう一回、何ページに。

○大塚委員 これ、括弧だと 24 ページで。

○佐藤アセスメント担当課長 括弧の 24 ページ。この部分の低減する具体的数字等については、配慮書の中で明確になっているというふうに考えております。

○大塚委員 はい、分かりました。

○小島審議会会長 はい。ほかにごございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、今の件、いろいろ第二部会で、既に詳細に検討させていただいております。そういうことで、特に意見、ないようでございますが。

この配慮書の段階というのは、特に、このコミュニケーションの段階で、初期条件に非常に影響される問題でありますから、今のような方法書段階で再検討するというのは、結構なんでございますけれど、配慮書の中でということが予想されて、で、「方法書段階でそれをもう少し詰めていきます」というような、何かたぶん、そういう表現の心遣いがあったもいいな、というつもりで聞いていましたので。これは本当に文章上の感想でございますけど。

と同時に、配慮書というのは、しかも環境法令の中で、随分重視するようになってきているということから、ぜひその辺を踏まえて、今の段階での説明、あるいは方法書段階で何をやればいいのか、ここに書いてあるとおりでございますが、ぜひ、その辺にも十分配慮して、ご検討いただければと思います。

ほかにごございますか。

それでは、特に意見がないようございますので、ただいまの報告をもちまして、審議会の答申としたいと思っております。で、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○小島審議会会長 はい、ありがとうございます。

それでは、答申書の「かがみ」を配布してください。

(「かがみ」を配布)

○小島審議会会長 よろしゅうございますか。

それでは、読み上げてください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

26 東環審第 27 号

平成 26 年 10 月 31 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二

「JFE 扇島火力発電所更新計画」計画段階環境配慮書について（答申）

平成 26 年 9 月 9 日付 26 環都環第 309 号（諮問第 430 号）で諮問があったこのことについて、審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○小島審議会会長 はい、どうもありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することいたします。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

「日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書でございます。その答申に係る審議を行います。

この事項につきましても、第二部会で審議していただきました。田中第二部会長から報告をよろしく申し上げます。

○田中第二部会長 それでは、お手元の資料 2 をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。それでは、本日の資料 5 ページ（資料 2）、こちらを読み上げさせていただきます。

平成 26 年 10 月 31 日
東京都環境影響評価審議会

会長 小島 圭二 殿

東京都環境影響評価審議会
第二部会長 田中 正

「日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙が 6 ページになります。「日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書について。

第 1 審議経過

本審議会では、平成 26 年 8 月 27 日に「日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長等の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は、7 ページのとおりです。

第 2 審議結果

【悪臭】

本事業は、既存施設を建て替えることから、現況と比較し評価する必要があるため、敷地境界の 4 地点のみならず、気体排出口（煙突）の臭気排出強度についても、調査対象として追加すること。

第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

7 ページが付表です。

以上です。

○田中第二部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、ただいま説明がございましたように、平成 26 年 8 月 27 日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

本事業は、日野市石田一丁目に位置する日野市クリーンセンターの敷地内に可燃ごみ処理施設を整備するものであり、対象事業の種類は、「廃棄物施設の設置」でございます。

次に、答申案の内容について、ご説明いたします。

【悪臭】についての意見ですけれども、本事業は、既存施設を建て替えることから、悪臭について、現況と比較し評価する必要があるため、煙突の臭気についても、調査対象として追加することを求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民から 18 件の意見書の提出がありました。

また、周知地域市長である、府中市、日野市、国立市及び多摩市長からも意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ、審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

なお、都民からの意見で、煙突の高さに関するものが多数提出されておりますが、本件は調査計画書であり、計画段階アセスではございませんので、今回は、意見とはいたしませんでした。

しかしながら、都民へのより丁寧な説明が必要であると考えられますので、評価書案の作成に当たっては、事務局のほうから事業者に伝えてくださるようお願いいたします。

以上で、私からのご報告を終わります。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございました。

それでは、今の報告に対しまして、何かコメント、追加等のご意見がありましたら、どうぞ。

よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見ないようでございますので、ただいまの報告をもちまして、当審議会の答申としたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○小島審議会会長 はい。それでは、特に異議はないようでございます。そのようにさせていただきます。

答申書の「かがみ」を配布してください。

(「かがみ」を配布)

○小島審議会会長 それでは、配布していただいたようです。

事務局から読み上げてください。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

26 東環審第 28 号
平成 26 年 10 月 31 日

東京都知事 舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会
会長 小島 圭二

「日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書について（答申）

平成 26 年 8 月 27 日付 26 環都環第 277 号（諮問第 429 号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま朗読したとおり、知事に答申することいたします。

次は、受理関係に移らせていただきます。

事務局から報告、よろしくお願いします。

○三浦環境都市づくり課長 はい。ご報告いたします。資料 3 をご覧ください。

環境影響評価調査計画書 1 件、事後調査報告書 2 件、変更届 3 件、着手届 2 件を受理しております。

それでは、受理報告につきまして、担当からご説明させていただきます。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。それでは、最初に環境影響評価調査計画書、「目黒清掃工場建替事業」、こちらについてご説明いたします。お手元にありますオレンジ色の冊子、こちらの 1 ページをご覧ください。

事業者の名称ですが、東京都二十三区清掃一部事務組合になります。事業の名称、目黒清掃工場建替事業、事業の種類ですが、廃棄物処理施設の設置となります。

対象事業の内容の概要になりますが、既存の目黒清掃工場、こちらが平成 2 年に竣工してございます。現在の処理能力は 1 日当たり 600t となっております。こちらの建て替えを行うものということでございます。

対象事業の概要ですが、表の 3-1、こちらをご覧ください。

所在地ですけれども、東京都目黒区三田二丁目 19 番 43 号、敷地面積ですが、約 29,000 m²、工事の着工予定年度ですけれども、平成 29 年度を予定してございます。

また、工場の稼働年度ですが、平成 34 年度を予定してございます。

処理能力ですけれども、1 日当たり 600t、300t/日の炉を 2 基設置するというものでございます。

主な建築物になりますが、工場棟、こちらが高さ約 24m、管理棟、高さ約 14m、煙突が

高さ約 150m となります。

3 ページの図、4-1、こちらをご覧ください。

対象事業の位置になりますけれども、計画地は目黒区三田に位置しております。西側に、南北に環状 6 号線、山手通り。また、南側に、東西に目黒通りが通っております。

4 ページ、こちらが航空写真になってございます。

6 ページ、こちらをご覧ください。

施設計画になりますけれども、既存及び建替え後の施設の比較が表 4-1、表 4-2 に示すとおりでございます。

表 4-1、既存及び建替え後の施設概要、構造等、こちらをご覧ください。

工場棟ですが、既存の場合、今の建物ですが、高さが約 27m、地下構造物、深さが約 10m となっております。建替え後ですが、高さが 24m、地下構造物の深さが約 20m となっております。

煙突ですが、現在も 150m ということで、建替え後も 150m ということで、高さは変わりありません。

表の 4-2、既存及び建替え後の施設概要及び建物の建築面積でございますが、工場棟、現在の約 7,200 m²が、9,700 m²。また、管理棟が 600 m²から 1,450 m²と、倍以上に広がっております。また、附属施設ですが、約 700 m²から約 100 m²と、こちらは小さくなってございます。合計の面積ですが、約 8,500 m²から 11,250 m²に大きくなってございます。

8 ページ、9 ページの配置図、こちらをご覧いただきたいと思います。8 ページが既存施設の配置図、9 ページが新しい工場の計画図になります。

8 ページの図を見ていただきたいんですが、工場棟の南西側に黄色い附属施設、計量棟・洗車棟の箱があるんですが、この工場にくっついているこの部分ですが、これが、現在、飛灰の搬出施設になってございます。

こちらなんですが、工場と同じぐらいの高さになっておりますので、約 27m の高さになっているんですが、こちらが新工場では工場の中に入っていくということで、この辺がなくなる関係で、附属施設の面積が 700 m²から 100 m²ということで、減ってございます。

9 ページの施設計画図、こちらをご覧いただきたいんですが、工場棟の北東側に管理棟がございしますが、図面で見分かりますとおおり、大きさが倍以上に増えてございます。

また、工場棟の南東側になんですが、カバー、これを設置する形になってございます。こちらは、近隣に対する防音対策を目的として設置してございます。

工場の北東側に緑地があるんですが、現在、こちらは公園として一般の方々に開放されてございます。現在、開放されておりますし、新しい工場でも、一般の方々に公園として開放する予定になってございます。

11 ページ、12 ページが立面図、13 ページが完成予想図になってございます。

それでは、14 ページ、こちらをご覧ください。

表 4-4、こちらが設備概要になりますが、施設規模、それと処理能力、こちらについて

は既存施設と同規模となっております。

続きまして、プラント設備の概略についてですけれども、18 ページ、灰処理設備、こちらをご覧ください。

灰処理設備についてですけれども、飛灰につきましては、密閉構造のコンベヤーによりまして、飛灰貯蔵槽へ搬送しまして、金属類の溶出を防止するための安定化处理としまして、薬剤処理を行い、固化物バンカに移送いたします。

主灰及び飛灰処理汚泥物、今処理した物ですが、これにつきましては灰クレーンによりまして運搬車両に積み込んで、最終処分場で処理をするという計画になってございます。

続きまして、20 ページの緑化計画、こちらをご覧ください。

建替え後の施設では、既存施設と同様に計画地内北東側の緩衝緑地、これが先ほどご説明しました公園として一般に開放されている部分になります。及び敷地境界部に緑を配置する。新たに、屋上緑化及び壁面緑化を積極的に行い、可能な限り緑化に努めるとしてございます。

21 ページ、工事工程でございます。

平成 29 年度に解体前の清掃を行った後に、工事に着手いたします。平成 34 年度に稼働予定となっております。

続きまして、132 ページ「環境影響評価の項目」、こちらをご覧ください。

選定した項目ですけれども、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壤汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物、それと温室効果ガスの 11 項目になってございます。

選定した理由ですけれども、134 ページ、こちらをご覧ください。

大気汚染及び騒音・振動ですけれども、工事の施行中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う影響が考えられることから、予測・評価項目としてございます。

工事の完了後ですけれども、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみ収集車両の走行に伴う影響が考えられることから、予測・評価項目としてございます。

悪臭ですが、工事の完了後におきまして、施設の稼働によります煙突、ごみバンカを発生源とする悪臭の拡散、これによりまして、周辺的生活環境に影響が考えられることから、予測・評価項目としてございます。

135 ページ、土壤汚染についてですけれども、工事の施行中におきましては、建設工事により建設発生土が発生し、敷地外に排出されることとなります。このため、土壤の取り扱いに慎重を期すために、土壤汚染について現況調査を行い、予測・評価項目としてございます。

続きまして地盤ですけれども、工事の施行中におきまして掘削工事及びそれに伴います山留め壁、これは 11 ページの図 4-7 (1) にありますが、約 27m の深さになります。山留め壁の設置により、地盤の変形及び地下水の水位及び流況の変化と、それに伴う地盤沈下への影響が考えられることから、予測・評価項目としてございます。

また、工事の完了後におきましては、地下構造物の設置、こちらが深さ約 20m になって

ございます。これによりまして、地下水の水位及び流況の変化、それに伴う地盤沈下、これらの影響が考えられることから、予測・評価項目としてございます。

136 ページをご覧ください。

水循環についてですけれども、工事の施行中につきましては、地盤と同様の理由によりまして、予測・評価項目としてございます。

工事の完了後におきましては、地表構造物の設置によりまして、雨水の表面流出量への影響が考えられることから、予測・評価項目としてございます。

日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガスを選定した理由につきましては、136 ページに書いてあるとおりです。

選定しなかった項目ですけれども、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境、史跡・文化財及び自然との触れ合い活動の場の 6 項目でございます。選定しなかった理由につきましては、137 から 139 ページにあるとおりです。

概要説明については以上です。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、引き続きまして、事後調査報告書の説明をさせていただきます。9 ページでございます。

「赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業」、番号 1-287-1、答申日は平成 23 年 10 月 26 日、受理日は平成 26 年 10 月 2 日でございます。

事業の種類は高層建築物の新築でございます。

説明する前に、本日の付属の資料の 7 ページをご覧ください。

広い図面ではないですけれども、外堀通りと六本木通りの交差する所、溜池山王駅の周囲、一角にある再開発事業になってございます。ちょうど南側には、他の案件でありますけれども、ホテルオークラの建替えが行われているような地域でございます。

それでは、本日の資料 9 ページにお戻りいただきまして、規模でございます。

位置は、港区赤坂一丁目 5 番の一部、6 番、8 番、9 番の一部、敷地面積は 16,088 m²、延床面積は約 175,000 m²、最高高さは約 200m、主要用途は業務、住宅、商業、駐車場、駐車台数は 361 台、工事期間は平成 26 年 1 月から平成 29 年 4 月の予定でございます。

事後調査の区分としましては、「工事の施行中その 1」ということで、ちょうど解体をしている時期になるということでございます。

調査項目は、大気汚染、騒音・振動、史跡・文化財の 3 項目でございます。

まず 1 番、大気汚染でございますけれども、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の期間平均値（7 日間）は、0.031ppm（公定法）でございます。それから、簡易法は 0.033ppm～0.047ppm であり、予測結果の 0.04937ppm を下回った。日平均最大値は 0.046ppm（公定法）、0.042ppm～0.058ppm（簡易法）であり、予測結果の（98%値：0.076ppm）及び、参考ではございますけれども、環境基準値（0.06ppm 以下）を下回ったということでございます。

それから、浮遊粒子状物質でございますけれども、こちらの 7 日間の期間平均値につき

まして、 $0.027\text{mg}/\text{m}^3$ であり、予測結果($0.03070\text{mg}/\text{m}^3$)を下回った。また、日平均の最大値は $0.060\text{mg}/\text{m}^3$ であり、予測結果(2%除外値: $0.069\text{mg}/\text{m}^3$)及び環境基準、こちらも参考比較ということで、($0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下)を下回ったということでございます。

それから、騒音・振動でございますけれども、建設機械の稼働に伴う騒音レベルの事後調査結果は、64dB～79dBであり、予測結果(79dB)と同程度、または下回り、環境確保条例に基づく勧告基準(80dB)を下回ったということでございます。

続きまして、振動レベルでございますけれども、こちらも、事後調査結果は44dB～53dBであり、予測結果(69dB)及び環境確保条例に基づく勧告基準(70dB以下)を下回ったということでございます。

それから、史跡・文化財でございますけれども、計画地内の地点Aにおいて、平成26年1月～3月にかけて実施した試掘調査及び発掘調査の結果、第1遺構面(地表下約50cm～60cm)に近代の建物跡、それから、第2遺構面(地表下約150cm～200cm)から第3遺構面(地表下約200cm～250cm)にかけて、江戸時代の玉川上水樋等が確認されたということでございます。

ご参考に、本日のこのホッチキス留めの資料、55ページからちょっとご覧いただくと、55ページ、こちらが第1遺構面で確認された近代の建物跡ということで、建物の基礎部分に当たるということでございます。

それから、次のページを見ていただくと、第2遺構面から第3遺構面にかけて確認された江戸時代の玉川上水樋の構造部材と聞いてございます。

それから、57ページを見ていただくと、こちらも木樋と継手の写真と、出土遺物について、写真の掲載がございます。

地点Aにつきましては、現在、整理等を行っているということで、平成26年12月末に整理作業を完了する予定ということでございますので、また、今後の事後調査報告において最終的な報告を行うということと、あとは、地点Bというところにおいても、現在、平成26年8月から調査を開始しておりますので、結果がまとまり次第、今後の事後調査でご報告させていただくということでございます。

それでは、本日の資料最後ですね。苦情の有無でございますけれども、大気汚染に関するものが6件、騒音・振動に関するものが8件ございましたけれども、散水回数が増加ですとか、防音シートなどの対策を行い、苦情のあった方々につきましては、きちんと行って説明するなど、きっちりと対応してご理解を得ていると伺ってございます。

赤坂一丁目につきましては、以上でございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料10ページになります。

首都圏中央連絡道路(神奈川県境～一般国道20号間)建設事業の事後調査報告になります。

こちら、答申日ですが、平成8年10月3日、事後調査報告書の受理日ですが、平成26年10月6日でございます。

事業の種類、道路の新設でございます。

事業の規模ですけれども、延長及び区間ですが、延長約 2.5km、起点が八王子南浅川町、これが神奈川県との県境になります。終点、八王子市、こちらも南浅川町で、一般国道 20 号付近でございます。車線数ですが、往復 4 車線。構造形式ですが、土工部約 0.2km、橋梁部約 0.2km、トンネル部が約 2.1km でございます。工事期間ですが、平成 13 年度から平成 27 年度を予定してございます。供用開始ですが、平成 26 年度ということで、既に供用済みでございます。

事後調査の区分ですけれども、「工事の施行中その 11」でございます。

調査項目・事項ですが、騒音、振動、水生生物になってございます。

調査結果の内容ですけれども、すみません、最初にちょっと、事後調査報告書に間違いがありますので、それを訂正させていただきたいと思っております。

3 ページになりますが、3 ページ 4、事後調査結果の概要 (2) 振動の部分ですけれども、2 行目の後ろのところになりますが、「評価書の予測値 69dB」とありますが、申し訳ありません、これ、「66dB」の間違いです。訂正させていただきます。

それでは、本日の資料 10 ページにお戻りください。ご説明いたします。

まず騒音ですけれども、こちらの調査位置ですが、報告書の 7 ページの図にあります、緑色の丸の地点になってございます。

建設作業に伴う騒音レベルですけれども、事後調査結果は 63dB ということで、評価書の予測値 (72dB~76dB)、それと、環境確保条例に基づきます指定建設作業に適用する騒音の勧告基準 (80dB 以下)、こちらを下回ってございます。

続きまして振動の結果ですが、調査位置は騒音と同じ地点になってございます。建設作業に伴います騒音レベル、これの事後調査結果ですが、30dB 未満で、評価書の予測値、これ今、ご訂正いただきましたけれども、66dB になります。66dB 及び環境確保条例に基づく指定建設作業に適用する振動の勧告基準 (70dB 以下)、これを下回ってございます。

今回、予測 66dB につきまして、事後調査結果、30dB 未満と、結構下回ったんですけれども、この予測を下回った理由ですけれども、報告書の 7 ページをご覧ください。

こちらが調査位置等を示した図になりますけれども、緑色の丸、これが調査地点になってございます。赤色でくくってある部分、これが調査対象工事範囲になってございます。

予測を下回った理由ですけれども、予測のときには敷地境界から 5m 離れた所で建設機械が稼働している、ということをお知らせしておりましたが、実際の工事では 20m 離れたところで建設機械が稼働していた、ということで騒音が下がっている。また、一部の建設機械におきまして、超低騒音型の機械、こちらを用いたということで、振動が大幅に下回ったというふうに考えてございます。

では、本日の資料の 10 ページにお戻りください。

3 番、水生生物ですけれども、案内川におきまして、護岸工事、これを行うために、仮締切工事、こちらを実施いたしました。それに伴いまして、環境保全のための措置としまし

て、仮締切範囲におきまして水生生物の個体移設、こちらを行ってございます。

報告書の18ページ、こちらをご覧いただきたいと思います。

18ページに図がありますけれども、まず赤の線でくくってあります丸の部分、こちらが水生生物を移設した場所になってございます。

赤線で塗られている部分、太い線で、線が4カ所あるかと思うんですが、これが河川の改修箇所でございます。こちらの部分で仮締切工事が行われてございます。

仮締切の状況ですけれども、22ページの3-2、それと23ページの3-8の写真をご覧いただければと思います。

22ページの写真3-2、こちらをご覧いただきたいんですけれども、一応、河川に汚泥等が浸出しないように、土のうで区画を設けてございます。また、その脇に水の出ている箱があると思うんですけれども、これが濁水処理施設（沈殿槽）になってございます。こういう形で濁水が河川に流れるのを防止しているということでございます。

今御説明しましたとおり、工事箇所では土のうによる仮締切、また、濁水処理施設を設置するなどして、濁水が河川に流出することを防止しているということで、特に問題ない状況になってございます。

苦情については、特にございませんでした。

続きまして、変更届に移ります。

○宇山アセスメント担当課長 それでは11ページ、変更届、「(仮称)目黒駅前地区第一種市街地再開発事業」につきまして、御説明をさせていただきます。

答申日は平成22年7月23日、受理日は平成26年10月22日でございます。

事業の種類は、高層建築物の新築でございます。ここは、目黒駅のちょうど東側に、道路を挟んで隣接する地域の再開発事業となっております。

計画地は、品川区上大崎三丁目、計画地面積は2.3ha、延床面積は約17万㎡、最高建物高さは約145m（地上40階、地下2階建て）でございます。主要用途は、業務、商業、共同住宅、駐車場等でございます。住宅戸数は約945戸、工事予定期間は平成25年度～平成29年度にかけてということで、工期は約46カ月でございます。供用開始予定は平成29年度を予定してございます。

今回の変更ですけれども、主な変更としまして、熱源施設について、排熱を有効利用して省エネ化に努めようということで、熱源施設を変更してございます。それから、建物の設計熟度が高まったことにより、延床面積と建築面積が、若干ではございますけれども、変更してございます。

次は、主な変更内容でございます。

(1) 熱源施設につきましては、変更前は直焚きの冷温水発生機を予定したんですけれども、コージェネレーションシステムに変えるということで、冷凍機、CGSシステムの設備を入れるということで変更になってございます。

それから、稼働時間につきましても、もともと24時間稼働を予定していたんですけれど

も、環境により配慮するという事で、12時間稼働ということで変更になってございます。

窒素酸化物の排出量は、記載のとおり、 $0.452\text{m}^3\text{N/h}$ から多少多くなってございます。

排ガス温度は、 200°C から、それぞれ、 100°C 、 162°C という事で下がってございます。

排出口高さにつきましては、もともと 130m だったのが 30m に下がったということでございます。

(2) その他ですけれども、設計熟度が上がったということで、延床面積は多少小さくなったと。それから、建築面積につきましては、 $7,400\text{m}^2$ から $7,500\text{m}^2$ と、 100m^2 多くなってございます。

環境影響評価項目の再評価（見直し）結果でございますけれども、今回、熱源施設を変更したということで、窒素酸化物の排出量が多くなって、排出口の高さも低くなったということで、見直しを行ってございます。

見直しの項目は 1 項目（大気汚染）でございますけれども、結果につきましては、本日のホッチキス留めの資料の一番後ろのところをご覧いただきたいんですけども、6.1.3「評価」という、一番下のところでございます。

こちら、変更前は年平均値で 0.2731ppm 、日平均数の換算値で 0.05081ppm でございましたけれども、もともと付加率は大きくなかったということもありまして、変更後は年平均値は 0.02736ppm と平均値ですね、日平均値が 0.05088ppm ということで、いずれも評価の指標を下回るとともに、付加率につきましても、若干上がってはございますけれども、稼働時間を減らすとか、そういったことも踏まえまして、ほとんど同程度ということで、評価の結論は変わらない、ということにしております。

目黒駅前につきましては、以上でございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料 12 ページ、「大田清掃工場整備事業」の変更届になります。

答申ですが、平成 20 年 11 月 28 日、変更届の受理日ですが、平成 26 年 9 月 26 日になってございます。

事業の種類ですが、廃棄物処理施設の設置でございます。

規模等ですが、所在地、大田区京浜島三丁目 6 番 1 号、敷地面積ですが、約 $92,000\text{m}^2$ でございます。

工事着手年度ですが、第 1 期工事が平成 21 年度で、2 期工事が平成 27 年度に着手予定となっております。

工場の稼働年度ですが、平成 27 年度を予定してございます。

処理能力ですが、焼却炉、これ、可燃ごみですけれども、1 日当たり 300t の炉を 4 基、灰の熔融炉ですが、こちらが 1 日当たり 70t の炉を 2 基の予定でございます。

続きまして、変更内容の概略ですけれども、こちらにつきまして、変更届の 4 ページ、こちらをご覧ください。

現大田清掃工場第一工場の稼働形態の変更についてですけれども、変更前は不燃ごみ処

理センターから発生します汚水、これを同センターの汚水処理設備、こちらの能力を向上させる等の整備を行った上で処理するということでしたが、変更後につきましては、今後、休止する予定であります第一工場の汚水処理設備、これがまだ十分稼働可能であるということで、これを有効利用するというので、不燃ごみ処理センターから排出する汚水、こちらを第一工場の汚水処理設備でも併用して処理をする、というものでございます。

5の1-1(2)のところに、汚水フローがありますけれども、上のほうに変更後ですが、不燃ごみ処理センターの汚水がセンターの汚水処理施設、それと、第一工場の汚水処理施設のほうに流れていって処理されるということでございます。

続きまして、変更届の6ページ、こちらをご覧ください。

灰処理方法の変更についてです。主灰及び飛灰につきましては、原則として場外の灰溶解施設、こちらに搬送しまして、溶解処理するというようにしています。しかしですけれども、現在、東京都二十三区清掃一部事務組合のほうでは、灰溶解処理施設、こちらの運営方針としまして、東日本大震災に伴います電力の逼迫、これに対応すると。また、スラグの利用率に合った操業とするということで、現在、灰溶解施設、こちらの操業規模の縮小、これを進めているところでございます。

そのため、場外の灰溶解施設に搬出する予定だったんですけれども、主灰につきましては、湿潤化により飛灰防止処理を行い、また、飛灰につきましては、重金属類の溶出を防止する、安定化処理としまして薬剤処理、これを行った後に、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場、こちらのほうに搬出して処分するというところでございます。

本日の資料の12ページ、環境影響評価項目(見直し)の部分をご覧ください。

第1期工事完了後の予測・評価7項目のうち、今回、廃棄物につきまして予測・評価の見直しを行ってございます。

見直しました予測結果ですけれども、変更届、こちらの19ページをご覧ください。

19ページの表、7の7-2(1)と(2)が変更前、変更後の廃棄物の処分場になってございます。

まず、飛灰ですけれども、変更前が3,516t/年、これが、変更後4,219t/年に増加してございます。この増加した理由ですけれども、飛灰を薬剤処理した関係で、約20%ほど、水分と薬剤の関係で増量しているということで、4,219t/年になってございます。

あと、脱水汚泥についてですが、これが173t/年から205t/年に増加してございます。こちらですけれども、第一工場処理します不燃ごみ処理センターの汚泥分、これが増加してございます。

資源化率ですけれども、変更前につきましては、飛灰・主灰につきまして、溶解処理をしまして、スラグ化して再利用するというので100%だったんですけれども、変更後につきましては、全て埋め立て処分にするということで、資源化率・資源化量、これがゼロになってございます。その関係で、処理・処分量が、変更前が173t/年だったものが、変更後22,004t/年に増加してございます。

これ、増加しますけれども、埋立基準に適合していることを確認しながら、排出するなど、事業者の責務につきましては、引き続き遵守していくということになってございます。

続きまして、本日の資料 13 ページをご覧ください。

「第一石産運輸株式会社 檜原工場拡張事業」の変更届になります。

答申日ですが、平成 23 年 5 月 19 日、変更届の受理日が平成 26 年 10 月 14 日でございます。

事業の種類ですが、土石の採取。

規模ですけれども、所在地が西多摩郡檜原村本宿、事業区域面積ですが、1,137,862 m²でございます。年間の採取岩量ですけれども、762,000t を予定してございます。採取期間ですが、30 年間ということで、平成 31 年から平成 61 年。事業期間は 35 年間ということで、平成 26 年から平成 61 年になってございます。

変更の理由ですけれども、景気の動向に伴いまして砕石骨材の需要が特に大きく変動していることを背景に、採取期間、それと事業期間、それと原石の運搬方法を変更するというものでございます。

変更の内容ですが (1) 採取期間及び事業期間についてですけれども、採取期間につきましては、変更前が平成 24 年から平成 53 年の 30 年間だったものを、平成 31 年から 61 年の 30 年間に変更してございます。事業期間ですが、変更前は平成 24 (資料に拠り修正) 年から平成 53 年、これは採取期間と同じだったんですけど、30 年間を、変更後は平成 26 年から平成 61 年の 35 年間に変更してございます。平成 26 年から平成 30 年の 5 年間につきましては、重機道、これの造成を行いまして、この重機道の完成後、原石の採取を開始するというので、当初 5 年間は採取を行わないという予定でございます。

続きまして、原石の運搬方法の変更でございます。一部、立坑方式による運搬をダンプトラックによる運搬に変更する、というものでございます。

変更届の 19 ページ、こちらをご覧くださいと思います。

上が変更後の採掘方法、下が変更前の採掘方法でございます。下の図 5.3-5 (2)、こちらをご覧くださいと思います。

当初計画では原石を採取した後、トラックで立坑まで運搬しまして、立坑に落として、その後、落ちてきた原石をベルトコンベヤにより砕石プラントに運ぶと。一部、こういう方法を取るという予定でしたが、上の図 5.3-5 (1)、こちらをご覧くださいんですが、立坑方式をやめまして、砕石につきましては、全てトラックで砕石プラントに運搬するという形に変更してございます。これが 2 つ目の変更です。

環境影響評価項目の再評価の結果ですけれども、事業期間と原石の運搬方法の変更でありまして、予測条件には大きな変更がないことから、予測・評価の見直しは行ってございません。

受理報告については、以上です。

○小島審議会会長 これですべてですか。

はい、ありがとうございます。

それでは、今、まとめて説明いただきましたが、どこからでも結構ですが、御意見等ありましたら、おっしゃってください。

○中杉委員 最初に、目黒清掃工場建替事業ですが、これは土壤汚染については、いずれも対応している、法のもとではないですけども、対応しているということで、今回、特段、土壤汚染については触れてないんですが。

清掃工場を運営しているということは、土壤汚染を起こしている可能性がある行為であるということからすると、今後、改めてやるときには、もう一度必要であると思います。法制度、法定上、この条例ではどういうふうになっているかということがありますが、その辺のところは、問題はないかなと。

もう 1 つは、土壤については環境基準の見直しがやられていて、土壤汚染対策法の中の規制も、今、検討中なんですけども。今の新しい基準、少なくとも土壤環境基準という意味では新しい基準が追加されています。それについては、従来の調査ではやられていないはずなので、きれいになるかどうか分からないと。それを改めて確認をします。そこら辺の扱いをどうするかというのは、国のほうで、今、検討しているところですけども、少なくともアセスの中では、少なくとも、そこを踏まえながら評価をしておかなければいけないのではないかと。そういう意味では、改めて調査をしてもらう必要が出てくるのではないだろうか。

この辺のところは、29年度からかかる、どこからかかるかという話なんですけど、29年度のときには、たぶん新たな基準項目が増えたり、基準が厳しくなった項目が出てくるということが予想されます。それを踏まえて、適切に評価をしていただく。アセスのほうでは、少し前倒しで評価をしていただく必要があるのではないかと、ということが 1 つ。

それから、従前やっていた、埋め立てている槽があるということは、もう記載されていますけども、それがどこなのかという位置関係を、はっきり図面の上を書いておいていただいたほうが良いと思うんですね。今度の工事に、たぶんかかる所ではない所だったと思いますけど、その辺が分かるようにしていただくことが必要になるというふうに思います。

それから、一番最後の「第一石産運輸株式会社 檜原工場拡張事業」のところなんですけど、これが、「予測条件に大きな変更がない」と言えるのかどうかという、これ、全体で見ると、20 ページのところにある使用重機の数で見れば、全体の数と大きさとか、全体考えて、この 3 台増えるということ、それから距離等を考えて。これは常時稼働ということも踏まえて、これで「大きな変更はない」と言えるのかというのは、少なくとも、そのことを示さないといけないのではないかと。このままでだけで、「大きな変更はない」と言えるかどうかというのは、ちょっと疑問を感じます。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうでコメントありましたら。

○佐藤アセスメント担当課長 まず、目黒清掃工場についてですけども、土壤汚染の各

項目につきましては、今後の国の動き、それと実施年度、アセスというのは長いものになりますので、先を見越しながら、事業者と調整させていただきたいと思います。

それと、過去の汚染のあった土壌の埋め立ての位置についてですけれど、たしかこれ、この調査計画書等の中にはありませんので、これについて、評価書案以降への記載につきましても、事業者と調整させていただきたいと思います。

最後、第一石産運輸株式会社の変更届、「大きな影響がない」という部分でございますが、今回、今、中杉委員からご指摘ありましたとおり、運搬をトラックに変えるということで、40tトラック3台ということで、大型の物が入ってきてございます。

大気汚染の評価ですが、これ、粉じんが、今回評価項目になっているんですけども、こちらやはり事業の中で、粉じんに一番影響があるのが、砕石プラントの部分であると。で、走行しているトラックによります粉じんの影響は、あまりないということで、40tトラックが3台になりますけれども、砕石プラントの事業の占める割合のほうが大きいということで、粉じんについてはあまり影響がない、というふうに判断してございます。

それと、もう1つ、今回の事業で変わってきますのが、騒音・振動についての評価が随分変わってくるんですけども、これにつきましても、砕石プラントの稼働状況があまり変わらない。それと、発破の位置も民家からの距離、それほど変わらないということで、騒音・振動についても、こちら、「見直ししていない」と言っているんですが、自分たちである程度調査しまして、影響がないということを確認してございます。

以上です。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございました。よろしゅうございますか。

○中杉委員 はい。

○小島審議会会長 それでは、ほかにございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ。

○羽染委員 3点あるんですが、1点は、ただいまの目黒清掃工場の関係なんです。これは質問なんです。目黒清掃工場の解体、配置計画を見ると、ほとんど古い工場を壊して、新しい工場を造るという配置計画になっていて、工程表にも解体というのが入ってきているんですが、この解体というのは、このアセスの中で取り扱われるのかどうかと。記載がちょっとあいまいなので、水のところは、排水のところは、一部解体から排水、水とか出てくるんですが、解体のところはあまり書いてないと思うんですね。その辺、どうなっているのかというのが、1点目の質問です。

それから、本日の資料の11ページ、「(仮称)目黒駅前地区第一種市街地再開発事業」ですが、変更前は直焚きのボイラーでやるということ、エネルギーを考えて、コージェネを採用して、効率の高いシステムを採用すると。これは非常に素晴らしい計画変更だと思いますので、ぜひ。できれば、もっと早く、こういうシステムを採用してほしかったというのはあります。これはコメントです。

それから、最後、大田清掃工場なんですけども。これ、質問なんです。真ん中の辺に、

「灰処理工法の変更」というのが書いてあります。理由として、「電力逼迫に対応しながら、スラッグの利用量に見合った操業とする」ということで、灰溶融施設の縮小化を進めているということなのですが、これは、東京都にはたくさん清掃工場がありますので、この辺を、全体の灰処理計画というのが既に出来上がっていて、その中の一環としてこれをやられるのかということ。あるいは、とりあえず、その全体計画はまだ決まってないけども、大田清掃工場の灰溶融はやめる、というようないきさつなのか、ちょっとその辺を教えていただければと。

以上、3点でございます。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。それでは、まず1点目、目黒の清掃工場の解体の部分についてですが、調査計画書の21ページをご覧ください。

工事工程の予定ということで、29年度に準備工事が始まりまして、29年度の途中から32年度まで、解体工事・土工事とあります。一応、アセスの工程表の中にこの解体工事は入っておりますので、評価の対象にするというふうに考えてございます。

で、すみません。先に、3点目のほうにお答えさせていただきます。

大田清掃工場のほうで、灰処理について、今後、溶融処理をやめるということですけども、現在、これ、平成27年の3月に向けまして、清掃一組のほうで基本計画、これの改正の、今、作業を行っております。今、パブコメ中なんですけれども、その中で一応、灰溶融処理、これを縮小するということが、二十三区一組の中、全体の中でうたわれております。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○小堀委員 今の3番目の大田区の清掃工場の変更等の件なんです。これ、変更しますと、従来の、変更前は資源化率がゼロだったのが100%になるということもありますし、それから、年間に、それに伴って22万tぐらいの飛灰、それから、脱水の移送というものができていくということで、これはずっと、やっぱり中央防波堤の埋立地へ埋め立てるといふのは、これも持続可能な方法でないのではないかというので、従来の、先ほどの融解処理をしないという方法は、本当に長いこと、長期に、これ運転するわけですから、そういう視点から考えると、本当に良い選択なのかどうかというのは、ちょっと疑問に感じています。

○佐藤アセスメント担当課長 ええ。まあ、今、小堀委員からご指摘がありましたが、一応、二十三区の清掃一部組合のほうの基本計画の中で検討している内容ですので、たぶんその辺のところも踏まえながらの変更なのかな、というようには考えておりますが、今、パブコメ中ですので、最終的にどういう方向になるのか、確認していきたいと思っております。

○小堀委員 そうですね。結構、重要なことだと思いますので、その結果を分かるような形にいただければと思います。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございました。

ほかにございますか。

○木村委員 今日、いろいろ議論になったことで、大気汚染に関わることでは、排気塔だとか排気口の高さに関係する話題が幾つかあったと思います。

まず、今日の答申にあった JFE の扇島火力では、例のガスタービンコンバインドの問題について、これ、計画段階配慮書としては不適切なんですけども、排気塔の高さを変えたらどうなるかということをやってみた、ようなことが書いてあったということが、1つ、あったと思います。

それから、やっぱり今日の答申の中の日野市、国分寺市、小金井市の可燃ごみ処理施設については、これ、住民意見として、排気塔がここ、施設の規模との関係があるんですけども、50 数メートルと低い、という住民の意見がかなりたくさん寄せられています。これ、現状を変えないで、その高さ、というのが、現在の計画になっています。

それから、あと関連するところでは、目黒清掃工場は、これ、150m ですから、非常に高い排気塔を採っています。

目黒の市街地再開発事業では、その排気口を下げるということで、わずかなんですけども、環境負荷はわずかなんですけども、場合によっては、下げることによって環境濃度が上がってしまうという、そういう評価を検討しているというふうに聞いています。

そういう排気塔と、それから、特にそのすぐ近くの地域住民との関係、高ければ高いほど、すぐ近くに住んでいる人に対する影響は小さくなるんですけども、排気量が大きければ、それはその分、広域全体で考えると、本当にきれいになっているかどうかというのは、また別問題なわけで。その排気塔の高さというのは、同じ排出量の負担を、その影響を受ける地域が変わるというだけ、というふうに、極端に言えば、そういうふうにも言えるわけで。そこをどう考えるかということは、アセスとしても、ちょっと整理しておかないといけない問題じゃないかなというふうに思います。

そういう意味で、本来、大気質を向上させるためには、排気塔を高くするのではなくて、やっぱり出さないようにするというのほうがいいというのは、もっともなわけですよ。そういう意味で、例えば、JFE なんかだと、ガスタービンコンバインドにすることによって、排出量、これは、いろんな全ての要素について検討しないといけないと思うんですが、かなり良くなるということで、排気塔を低くしてみてもどうかということを、非常に言い出しにくい環境の中で、ちょろっと書いてあると。そうすると、たぶん排気塔の建設コストって、非常に高いですから、その分のコストを出さないほうに振り分けられるという、そういう合理的な考え方もできるのかな、というふうに思うんですけども。

それに対して、地域住民、それからアセスの考え方として、そういう排気塔を下げてしまうという、今まで、そういうことってほとんどなくて、環境を守るためには高くするという方向ばかりだったのを、そのほかの手法と組み合わせることによって、下げるということを容認する、ということも検討しないといけない。

それから、住民に対しても、そういうことをきっちり説明しないといけない。その場合、利害関係が違ってくるわけですよね、その近くの人と遠くの人と。そういうことも含めて、きっちり説明しないといけない。そういう時期にかかってきているのかなと。クリーンにする技術が進めば進むほど、その問題に向き合っていないといけないのかなというふう

に、ちょっと感じました。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございます。これをどこで議論していくか、ですが。そういう御意見で。

確かに、今、随分考え方、ステークホルダーの考え方も変わってきていますから、少し、この数字で全部が満たしているから、という、要素技術もっていうのは、まさにもう、少し変えていかなくちゃならないのは、今、どこのこういう委員会のところでも、かなり問題、事象になっていますけれども。これをどういうふうにすればいいですかね。

今、ここの審議会としては、こういうことも今後気を付けていきたいと思いますというか、認識しながら、少し評価していきましょう、というのは、精神状況として非常にいいと思うんですが。それプラスアルファ、この審議会としてどういう方針でいったら、あるいは、全体としてどういうふうにと、その辺のご意見があれば、少し説明してください。

○木村委員 はい。審議会としては、合理的なサイエンスとしての考え方に基づいて議論していいと思うんですけども、住民に対して、それを十分説明できるかどうかというところが、1つ、残っている問題じゃないかなと思います。

そこのところが一番、課題としては大きくて。住民に十分理解してもらおう説明をしないで、そういう方向に切り替えてしまうというのは、それはできないと思います。ですから、そこのところをどうやっていくのか。

○小島審議会会長 さっきの配慮書のところでも、多少それに近いのをオブラートに包んで言ったんですけど。今後の問題で、これ、どうしても今、そういう方向に向いているんで。たぶん、社会の通念もそういうふうに、だんだん変わりつつあると思うんで、それに合わせて、こういう議論がいろいろ、この中でできれば、コミュニケーションにそれを使ってもらおうということで考えていくと、こんなふうに考えておけばよろしいんでしょうか。

事務局、何かありますか、これについて。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。なかなか、たぶん木村先生のおっしゃった意見というのは、今後大きく関わってくるのかなと。

ただ、やはり、事業者と地域住民の考え方に乖離がある部分もありますので、小島会長もおっしゃいましたが、どうやって説明していくのか、それを文書の中でどう取り入れていくのか、そういうことにつきまして、事業者等ともお話をしながら、やはり。たぶん、みんなが納得しないと変えていくことはできないと思いますので、そういう方向につきましても、今後検討していきたいと思います。

○中杉委員 よろしいですか。

○小島審議会会長 はい、どうぞ。

○中杉委員 木村委員が言われることに追加なんですけども。

この現場というのは、河川が両方にまたがっている所で、周りにあまり住民の方も、現状ではおられない。そういう意味では、最大着地濃度がどこに出ってくるかというのと、あと、計算の上で出てくるので、それを踏まえての議論が、それはできるんだろうと。

実際には、広げてしまうと、遠くまで行って、人が住んでいる所で高くなると。こちらは低い場合には、人が住んでいない所で高くなって、ほかの、人が住んでいる所は低くなることもあり得ると。ただ、その議論をやっていくときに、清掃工場の周りは人が住んじやいけないという話になると、また困る。そこら辺のところをどう勘案するかだと思いますけど。

現実問題としては、そういうことが起こってきている。ここの場合に、現状、実際に最大着地濃度が分かると、どこなんだろうというふうに、若干、そういう意味では興味があります。

そういうふうなことも、アセスの中でどう考えられるか。多くの場合には、町中ですから、すぐ隣に人が住んでいるという形でありますから。場合によったら、どこに造るかという、立地選定をすること自体が、アセスとしての配慮に十分なり得ると思うんですよね。そういうことも踏まえていくと、今、先生が言われるような考え方というものも必要になってくるのではないかな、というふうに思いますけど。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございました。

住民との、いろいろ説明の場というのは、ここもそうでしょうけど、この環境、要素の説明ですよね。この中でいろいろ行われているんだけど、やはりこういうことより前の、今、いろいろ、はやっている言葉で言うと、こちらからこういうことをやるから説明して、安全だから大丈夫な、そうじゃなくて、やはり住民の意見を聞きながら、住民と一緒にやっていくっていう方向が、世界的にもそういう方向になりつつあるんですけど。

この中で、さっき事務局が言ったみたいに、まず文章で誤解がないようにと、それから、そういう説明会の中で、できるだけそういう場に持って行けるような、誘導の仕方といいますかね。ここは、地元との直接の説明というのはない所なんですけど、その前に、直接やる方々にも、この評価のこういう方針というのが、さっき言ったみたいに、文章と、それからいろんな所の説明で、できるだけこの審議会としてもバックアップしていくといいですか、これはどなたもご異存ないと思うんで。こういう意見がございましたので、ちょうど、世の中はそういう向きから、少し、そういうことも勘案しながらの評価の議論をしましょう、ということになるんですけど、今後とも、そういうことでよろしくお願いします。

ほかにございますか。

どうぞ。

○黒田委員 大田清掃工場のところで、9ページ。変更につきまして、電波障害、非常にページ、たくさん載せていただいておりますが、これは、以前は東京タワーからの報告であ

りましたけれども、東京スカイツリーから送信された場合に、速やかに障害を予測するということを以前言っておりましたので、スカイツリーからの電波が送信されたので、もう一度調査をしていただいたということでもあります。

それで、調査の受信状況ですけれども、13ページの調査地点5におきまして、テレビ朝日の画像評価が△、品質評価がDという点が、11ページの5の地点であります。これだけが△とDという、画像評価と品質評価がDという結果が出ております。

ほかは、画像評価が○で、品質評価、ほとんどAです。で、品質評価がCのところでも、画像評価が○の場合はOKと。だいたい画像評価が○ですと、品質評価がCとかDが付いているところも、14ページのところで、地点6とか7で見られますけれども、まあ、画像評価が○であると、だいたい、いいということになっておりますが、13ページの5の地点において、△とDというのが付いておりますので、もし何かありましたら、ケーブルテレビ等で手当てをしていただけるようお願いをいたします。

以上でございます。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございます。

では、事務局、この点についてありましたら。

○佐藤アセスメント担当課長 はい。こちらの大田清掃工場の電波障害、これは追加、今、黒田先生がおっしゃった追加調査なんです。ここの5の地点の部分について、対応について、ちょっと事業者のほうに確認させていただきたいと思えます。

○小島審議会会長 では、よろしくお願ひします。ほかにございますか。

最初のほうで、赤坂地域というのが遺跡があちこちで出てきておりますけど、今回、随分それについて、写真入りでいろんな評価が出ていますが、寺島委員、何か、コメントなどございませぬか。

○寺島委員 今のご質問に直接お答えになるのか分かりませんが、常々思っているんですけどもね。東京都内、中心部で、いわゆる御府内と言われている所の評価書案を見ますと、近所で発掘が行われておりまして、周知の遺跡はここにはないと、そういうように書かれているんです。もし見つかった場合には対応しますと。たぶん行政的にはそれでいいんだと思うんですけども、私が以前から申しております江戸復元図を見ますと、御府内には、必ず遺跡はあるんです。これは、ないという言い方は、学問的には本当はおかしい。この赤坂の地点が評価書案でどうなったか、僕、ちょっと記憶ないんですけども、たぶん「周知の遺跡は存在しない」と。ただ、見つかった場合には調査するというふうに。

実際に、実際の運営上は、きちっと調査されていますので問題はないんですけども、何か非常に違和感を感じるんですね。要するに、問題は、そこが、明治以降壊されているか、壊されていないか、というだけの話でございまして、本来あるということ、どういうふうに、こういう行政的なものの中に組み込んでいくかというのが、ちょっとこれから考えていかなきゃいけないのかなと、常々思っております。

ちなみに、説明しますと、あの玉川上水、玉川の上流のほうから江戸まで、かなり大土

木工事を、年代は忘れちゃったんですけども、してまして。江戸の水事情が、これによって相当改善された。非常に、実際、たまに発掘されるんですけども、元のほうでは非常に太い木樋、木のトンネルをつくりまして、四谷辺りから暗渠になるんですけども、非常に立派なものでございまして。で、それぞれの邸内に引かれますと、20cm 角ぐらいの樋でいいんでありますが、実際の生活は、上水道と玉川上水と、あと井戸の併用ということになるかと思えます。

以上、お答えになっているか分かりませんが。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございました。

この問題、かなり難しいんだと思うんですが。ご指摘のとおり、法的にどうやるか、うんぬんとすると、たぶんこういう現状の考え方というのが、やっぱりあったら何とか、やりしようがないかもしれないと思いますが、非常によく分かると思いますか。

ただ、その際に、今回もそうですけど、これがあつたら出てきたで、工期がものすごく変わっちゃうんですね。それで、この場合には 25 年 11 月に既に変更届を出して、それを工程に、これを入れているということになりますので、その中で十分にやっつけられるというのを、ひとつ。今、現状で、きっとやっているのは、それなんだと思うんですが。

それで、今で、25 年、現実の問題をここに戻して、25 年 11 月に変更届が出ていますが、現状は、その中で決めた変更届の中で、調査も滞りなくできて、計画どおりにいこう、ということになっているかどうか、ちょっと確認しておかないと、また、ずるずる、何回も何回も、こうやっていくと、いろんな問題で工期も遅れるし、うんぬんということになりますし。その辺をちょっと、事務局のほうとして、お聞きになっていけばご説明いただければと。

○宇山アセスメント担当課長 今回の、この発掘もそうなんですけども、ほかにもちょっとテナントの退去が遅れたということで、解体工事 2 カ月程度延びておりますけれども。全体で長い工期ありますので、その中で、一応吸収できるものは吸収しますし。吸収しなければ、また今後、変更届という形で出させまして、報告させていただきますので、その点はきっちり確認していきたいと思っています。

○小島審議会会長 はい、ありがとうございました。

寺島委員の意見も含めて、どういう検討をしていくかと。それから、工期は今のよう分かりましたということで、この辺でよろしゅうございますでしょうか。

ほかにもございますか。

それでは、ほかに、特に発言ないようでございますので、受理関係について、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、これで退場してください。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 34 分 閉会)